

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

I 施策の体系

【施策体系の考え方】 社会経済情勢の変化や人権に関する法条例等の整備の動向を踏まえ、人権問題を17の施策体系に整理し、その解決に向けた取組を推進します

【分野別人権問題】		【施策の方向性】
1. 部落差別の解消	「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、県民一人ひとりが部落差別に対する正しい知識と理解を深め、差別意識や偏見を解消することができるよう、教育・啓発や相談体制を充実することなどにより、部落差別の解消を目指します。	①教育・啓発の推進 ②相談・支援の充実 ③産業・就労の取組 ④推進体制の充実
2. 女性の人権	男女がともに、それぞれの能力を活かし、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現を目指すとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努めます。	①固定的な性別役割分担意識の払拭 ②女性活躍の推進 ③地域における子育て環境の充実 ④女性に対する暴力の根絶
3. 子どもの人権	子どもの人権の尊重及び保護に向けて、学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境と、子どもが安全かつ安心して健やかに成長できる環境の整備を進めます。	①子どもが健やかに育つ環境づくり ②人権を尊重した教育・啓発の推進 ③いじめ問題等への取組 ④児童虐待の根絶 ⑤子どもの貧困対策
4. 高齢者の人権	高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送るとともに、長年培ってきた知識・経験を生かし、地域社会を支える重要な一員として社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられる社会づくりに向けた取組を進めます。	①高齢者活躍の推進 ②地域包括ケアの推進 ③高齢者の権利擁護の充実 ④高齢者虐待の根絶
5. 障害のある人の人権	障害のある人が住みたい場所で安心して安定した生活ができるよう、障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援やライフステージを通じた切れ目のない支援、社会参加の促進による自己実現のための支援を基本的な考え方として、幅広い分野を密接に連携させながら障害者施策を推進します。	①障害者への理解・配慮の促進 ②就労機会の確保 ③社会参加の促進 ④スポーツ・文化芸術活動の促進 ⑤教育の充実 ⑥障害福祉サービスの向上 ⑦障害者虐待の根絶
6. 生活困窮にある人の人権	生活困窮者に対する偏見、差別意識の解消に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の就労支援等、自立支援に向けた取組を推進します。	①就労支援 ②相談・支援の充実 ③教育・啓発の推進
7. ひきこもり状態にある人の人権	ひきこもりの状態にある人やその家族の生きづらさを受けとめ、個々の状況に応じた、社会とのつながりの回復に向けた支援を、市町村や関係機関と連携して進めます。	①相談・支援の充実 ②居場所づくりの推進 ③就学・就労支援
8. 性的マイノリティの人権	地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、講演会や研修会などの教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。	①教育・啓発の推進 ②相談・支援の充実
9. ハンセン病患者等の人権	ハンセン病やHIV（ヒト免疫ウイルス）等の感染症に対する正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発活動や相談・支援の充実を努めます。	①教育・啓発の推進 ②相談・支援の充実
10. 刑を終えて出所した人の人権	刑を終えて出所した人等が社会で孤立することなく、誰もが地域の一員として包摂される社会に向けて、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら支援施策を推進します。	①更生支援の充実 ②教育・啓発の推進
11. 犯罪被害者等の人権	「奈良県犯罪被害者等支援条例」に基づき策定した「奈良県犯罪被害者等支援計画」を踏まえて、国、市町村、関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等への支援施策の充実や教育・啓発を推進します。	①相談・支援の充実 ②教育・啓発の推進
12. アイヌの人々の人権	アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、固有の文化や伝統等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動を推進します。	①教育・啓発の推進
13. 外国人の人権	異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を深めるなど県民の国際理解を促進するとともに、多様な文化、習慣等を尊重し、国籍にかかわらず、人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障される共生社会の実現に向けた取組を進めます。	①異文化理解の促進 ②教育環境の充実 ③就労支援 ④相談・支援の充実
14. 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権	北朝鮮当局による拉致問題に関する県民の関心と理解を深めるため、教育・啓発活動を国、市町村、関係機関・団体と連携し推進します。	①教育・啓発の推進
15. インターネットによる人権侵害	インターネットに起因して誰もが人権を侵害されることがないように、情報収集・発信に関する個人責任や情報モラルについて正しい知識を習得し、理解を深めるための教育・啓発活動を推進していくとともに、関係機関と連携し、差別書込の根絶を目指してより効果的な取組の推進に努めます。	①教育・啓発の推進 ②差別書き込みの根絶 ③フィルタリングの利用促進
16. ハラスメントに関する人権	近年、職場などにおける様々なハラスメント（セクシュアルハラスメント、マタニティーハラスメント、パワーハラスメントなど）が、人権侵害行為として顕在化し、大きな問題となっています。そのため、各種ハラスメントの防止に向けた啓発を進めるとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	①教育・啓発の推進 ②相談・支援の充実
17. 災害時における人権	高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、在宅難病患者等の安全かつ確実な避難行動の支援と人権擁護の視点に立った避難所運営を図り、死者・行方不明者及びその家族への人権に配慮するとともに、被災地や被災者に対する差別などの人権侵害を防ぐための啓発活動に努めます。	①要配慮者への支援 ②人権に配慮した避難所等の設置・運営 ③死者・行方不明者及びその家族の人権への配慮